



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年10月31日(日)
問い合わせ先：
桜区選挙管理委員会事務局
(桜区役所総務課)
課長：三好
担当：飯島
電話：856-6124

投票所における投票用紙交付ミスについて

「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査」において、桜区内の投票所へ投票に来られた選挙人1名に対し、投票用紙の交付ミスが発生しました。

1 日 時

令和3年10月31日(日) 午後2時30分頃

2 場 所

桜区 第15投票区投票所(土合公民館)

3 内 容

第15投票区の有権者ではない選挙人に対し、受付を行わずに小選挙区と比例代表、国民審査の投票用紙を誤って交付し、投票を行わせる事務処理ミスが発生しました。

4 原 因

受付処理を行っていない臨時受付用整理券を所持していた選挙人に対して、投票事務従事者が受付処理を行っているものと誤認し、第15投票区の有権者ではない選挙人に対し投票用紙を交付してしまった。

5 今後の対応

桜区の投票事務従事者に対し、指導及び注意喚起を行い、適正な投票事務の徹底を図ってまいります。